秋田県告示第351号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成28年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の	新旧別	路線名		区間	敷地の幅員	延長				
種類	VALID 12.1	11日/12八二		<u> </u>	(メートル)	(キロメートル)				
県道	田	象潟矢島線	Α	にかほ市象潟町字上狐森12番2地先から字木	6.00~30.00	0.600				
				戸口39番2地先まで		_				
			В	にかほ市象潟町字荒屋妻12番1地先から字木	15.00~75.00	1. 344				
				戸口47番1地先まで						
	新	象潟矢島線	にカ	い ほ市象潟町字荒屋妻12番1地先から字木戸口	15.00~75.00	1. 344				
			47番	∮1地先まで						

- この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成28年5月17日から同月30日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

秋田県告示第352号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。 平成28年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の	新旧別	路線名	区間	敷地の幅員	延 長
種類	W) 111 Y).1	ME ////	E IN	(メートル)	(キロメートル)
県道	旧	本荘岩城線	由利本荘市岩城六呂田字地蔵坂山12番1から10番	21.00~102.50	0.111
			9まで		
	新	本荘岩城線	11	21.00~107.00	0. 111

- 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田県由利地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成28年5月17日から同月30日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)